

水道管凍結にご注意を

冬場に長期間留守にしたり、気温がマイナス4℃以下になったりすると、水道管が凍結しやすくなります。水道管が凍結すると、水が出なくなるだけでなく、水道管が破裂する恐れがあります。屋外でむき出しになっている水道管は、特にご注意ください。

凍結防止に

市販の保温材で水道管を覆ってください。家庭でも簡単に取り付けることができます。

凍つてしまったら

凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけると破裂することがあります。

水道管が破裂したら

メーターBOXの中にある「止水せん」を閉めて、給水指定工事店へ連絡し、修繕を依頼してください。
※給水指定工事店以外の修繕工事は、水道料金減免制度の対象外です。



水道料金減免制度

水道の漏水に対する救済措置として、水道料金の減免制度を設けています。水道管の破裂などで漏水を発見した場合は、修繕後に申請してください。

対象者 宅地内の配管やバルブなどが不可抗力により破損し、水道が漏水した世帯

※給湯器、水洗トイレなどの器具類や、蛇口などの給水用具が破損して発生した漏水は対象外

パイロット



減免の目安 漏水したと思われる水量分の料金の半額

注意事項 ①修繕工事は、給水指定工事店へ依頼してください。

※自分で工事した場合や、給水指定工事店以外の業者で修繕した場合は対象外

②申請書の作成は、給水指定工事店へ依頼してください。

③漏水量が少ない場合は、減免の対象にならないことがあります。

④修繕工事費用は、利用者負担です。

※給水指定工事店が不明な場合は、お問い合わせください。

宅内漏水の確認方法

水道を使用すると、水道メーターのパイロットが回転します。水道を全て止めても、パイロットが回転していたら、どこかで漏水しています。



申請・問い合わせ先

地域整備課 上下水道室 TEL:0859-68-5540